

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (二)

平井秀文

標題について、本誌第十二号に続稿する。したがって、それを用いた注記の説明は、そのまま本稿にも適用する。

- 六 河海抄—その二
- 七 源氏物語古註について
- 八 仙源抄—再説
- 九 千鳥抄
- 一〇 類字源語鈔

六

△濠標▽
みやひかにて

臘ミヤヒカ 臘ヒカ 遊仙窟
ヲソトツ

この音読また訓についても、前稿注したが、原訓は諸本を通じて、「ニコヤカナリ、フクヤカナリ、コマヤカナリ」と通訓する。「ミヤヒカ」の訓は見えない。△早蕨▽の条にも、全くこと同じものが重出する。刊本は、「手子ノタナスへ臘ツツトトコマヤカナリ、ニコヤカナリ」と訓ずる。

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (一)

△絵合▽

ふてとるみちとこうつことこそあやしく玉しるのほとみゆるを
ふかきらうなくみゆるおれ物も

遊仙窟云 罔暮出於智慧

標出文に見えたとおりの意と訓とはないが、原文には

罔コウ暮ツタリ出デ於ニ智チ恵ヰ

真福寺本の訓読によると、

罔コウツコト暮ツタリは 知チ慧ヰ に出デたり

とある。「慧」と「恵」と、諸本いずれかである。なお、前稿「壻囊抄」にも、これが見える。

△常夏▽

へにといふ物いとあからかにかいつけて

粉コ白ホク氏シ文モン集シユ 一ヒツ面メン子シノ 在カ 苒ホツ 遊仙窟

この訓は、明らかに誤っている。誤写にもとづいて、さらにそれか

ら誤った類推が行われたものであろう。該当する原文は

トテレルトキハ
輝^ト輝^ル面^ハ子^ノ、在^ト萬^ル畏^ハ三^ハ穿^ル。
テレルカホ ツキ ヲ、ヤカニシテ ツランハリケナンコトヲ

とあるもので、「在^ト萬^ル」の訓表記は、醍醐寺本、陽明文庫本ともにこれと同じであるが、真福寺本では「ヘエヤカニシテ」と表記する。

「ハ、」と「ヘエ」とは、明らかに転音の表記の違いである。すなわち、この「ヘエ」を「ヘニ」と誤認または誤写したものであり、さらに仮名字体の類似から「ヤカ」を「アカ」と読んで、ここに「ベニ」と「あからかに」という標出文と関係づけたものであろう。遊仙窟訓の援用は全く無用のもので、白氏文集の「粉」だけでよい。前稿「塵袋」にも、この語訓について述べた。

△御幸▽

いとはらあしげにましりひきあけたり

伴 颯 ハラタチヌ
遊仙窟

この語訓、諸本に種々であるが、「颯」だけについていえば、「ハラタチ、イカリ」の両訓が通訓というべく、これも、前稿に説く。

△被柱▽

・いとさくやかなる人の

細^サ々^ヤ許^キ遊^カ仙^カ窟^ク 少^シ々^カ 狹^カ

すでに△掃木▽の条にあり、△橋姫▽にも重出する。この文選読の音読は、「サイ／＼キヨ」が通例であるのを、とくに呉音に読んだようになっていたが、おそらく片仮名字体の類似から、「サ」を

「セ」と誤認したまま記したものであろう。

既述したように、この「細々許」の語訓は諸文献に援用せられていたもので、仙源抄にも見え、再説する。

・なかめする軒の雲に袖ぬれてうたかた人をしのはさらめや

未^{ウタ}必^{カタ}遊^カ仙^ク窟^ク
或^{ウツタ}ウツタ人

全書本には、「遊仙窟」の注記は欠けているが、「ウツタへ」とあるは正しい。ここは、片仮名字形との類似から漢字「人」に誤っている。「ウタカタモ、ウツタヘニ」が、諸本の通訓である。

△藤裏葉▽

うらめしげにそおほしたるや

愴^{ウラ}恨^ラウラメシウシテ 遊仙窟

原文は、

既^ニ恨^ニ恨^ト於^ト啼^ニ發^ニ。

とあるに該当する語であるが、これとは訓が異なり、また文字も異なる。他の諸写本では、本抄と同じく「愴恨」とあり、その文選読の通訓は、「イタミウラム」。陽明文庫本では「カシラカキ、ウラムシ」の訓を記している。

△若菜下▽

・えいなひはてゝ 辞^{イナラ}イナラ 遊仙窟

原典に、「辞」は併読せられていて

一^{イナヒヤ}辞^セレ^ヤ 旁^ラ

とある。「シセンヤ、イナヒンヤ」を併記しているのは醍醐寺本で、刊本と同じであり、真福寺本と陽明文庫本とは「イナヒンヤ」の訓読だけである。古来、「イナフ、辞ス」の両様が伝えられているものであろう。

・いさゝかまどろむともなきゆめに

睡マトロム遊イナカラ仙イナカラ窟坐

・人の御涙をさへのごふ袖はいとつゆけさのみまさる

下ミテ官ノ乃アタヘテ 将ニ衣ニ袖ニ与ニ娘ニ子ニ拭ニ涙ヲ

この二条、連続して標出せられていること、ここに示すとおりである。

前条についていうと、原文には、

少シハラクアテ時イナカラ 坐マトロム 則ニ 夢見 見ニ 十ツ 娘ヲ

とあるもので、これによれば、「坐」には出典の注記は見えないが、「睡」につづいて「坐」をあげているので、おそらくこの原文によつたものというべく、「遊仙窟」注記の脱したものと断じてよい、訓からも明らかである。「イナカラマトロム」が、諸本の通訓。

後条について。返点はほとんど示されていないが、全書本には記されている。原典では

下チ官モテ 乃ノ 将ニ衣ヲ 袖ニ 與ニ娘子 子ト 拭フ涙ヲ

と見える。標出文には、対象とする訓読はそのままにはないが、

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (一)

「涙ヲ拭フ」の訓読文を示したものであろう。「与」の訓、本抄では「アタヘテ」とあるが、刊本はその送り仮名よりして「ともニ」と読むべきは、醍醐寺本にその訓あることによつて確かである。陽明文庫本では「拭」に「ノコフ」の訓を明記する。

△柏木▽

眼子遊マナコ仙ツツキ窟又肝横膜波 眼尾なとかけり

付訓は示していないが、「眼子」は原訓「マナコ、マナコツキ、マナコキ」などの諸訓がある。説明の文は、原典に

倣カヘレル 倣ト横レル 波ハ、翻カヘリテ 成セリ 眼マナシ 尾ヲ

眼ノマナコツキ 肝ノ膜ト 手ノ子ヲ 瞼ノ睛ト

とある二条を、混同併記したものが。

△横笛▽

御まへちかきらいしともを

疊子 又榎子知名疊子同上疊音疊又作響玉疊遊仙窟

出典注記はあるが、原典にこの語例はない。ただ

酒ハ 則レ 玉醴 瓊漿

の文があり、「醴」に「ライ」音があつて、同音ゆえの誤認か。△竹河▽

わかきをのこと(も)は ヲノコトモ 男共 ヲノコトモ 傍人遊仙窟

原訓は文選読で、「傍人ノカタハラノヲトコトモ」とあり、これが通訓のようである。陽明文庫本だけは「傍人ノヲノコトモ」とあつて、この付訓と通ずる。

△橋姫▽

さゝやかにをしまきあはせたるほくとももの

サ、ヤ 細々許遊仙窟 ほそくまきたる心敷

この訓読語についても、すでに述べた。

△早蕨▽

みやひかなり

又 ミヤヒカナリ 腦 遊仙窟
ヲツツ

これも、すでに重出している。全書本には左傍の音読が見えない。

△宿木▽

人かすなるやうなる ヒトカス 人流遊仙窟

原訓「ヒトカス」が「人流」の通訓であるが、真福寺本だけは「ヒトナミ」に作る。原文は「忝預人流」とあるところ。

△東屋▽

いはきならねは

人非木石皆有情白氏文集 心非木石遊仙窟

全書本には、返点が施されている。△蜻蛉▽に重出していて、その条の説明にゆずる。

△蜻蛉▽

そらとふとりのなきわたるにももよほされて

可増病雀半夜驚人薄媚狂鷄三更唱曉遊仙窟

訓点はない。全書本には、返点がある。文字に小異はあるが、原訓によつて訓読すると

誰力知アナニク可憎ヤモメガラスノ病ヨナクニ 鵲ニノ、夜半人ヲ驚ナケナキス。薄媚

狂ウカレトリ 雞マダアサザルノ、三更ニ 暁ヲ唱フフ。

とあるを示す。

・人木石にあらされはみななさげありとうちすしてふし給へり

人非木石皆有情不如不遇傾城色白氏文集

心非木石豈忘深恩遊仙窟

文集と併記する。全書本には、例によつて返点がある。原訓により訓読すると

心ヒト木石ニ非ス、豈深恩ヲ忘ンヤ。

標出の文に合致する、「心」を「ヒト」と通訓するが、真福寺本では本文すでに「人」を用い、醍醐寺本はその左傍に「人」を注記している。

・なとねたましはほにかきならし給との給に

故々 将^{モテ}二織^{ホヤカナルテヨ} 手^{ヨリク} 時々 弄^{ツマナラス}二小^{ホソキヨ} 絃^ニ

耳^{ニタモ} 聞^タ 猶^タ 氣^タ 絶^タ 眼^タ 見^タ 若^タ 為^タ 隣^タ

にるへきこのかみや待へきとていらふるこそ中將のおもとゝか
いひしなりけりまろこそおほんはゝかたのおぢなれと

容^{ヨクハウンノカホハセハ} 貌^ニ 似^レ 舅^{ニタリ} 潘^{ヲチニ} 安^カ 仁^カ 之^カ 外^バ 甥^{カノヨイナレハ}

氣^{ノイキサシハ} 調^{コノカミノ如シ} 如^レ 兄^ニ 崔^ニ 季^ニ 桂^カ 之^カ 小^{ヲトイモナレハ} 妹^ト

定家の「奥入」以来の伝承の注であり、再説しない。

△手習▽

人々にすいはんなどやうの物くはせきみにもはずのみやうの物い
たしたれば

水^{レンシノ} 飯^{サカツキ} 蓮^{遊仙窟} 子^{遊仙窟}

この条、原中最秘抄を承けたか。「藕實」については、既述のとお
り。仙源抄の注によるべき。

△夢浮橋▽

をのゝわたり 小^{ワタリ} 野^{ワタリ} 徑^{此処} 遊^{遊仙窟} 仙^窟

原文「承聞此處有神仙之窟宅」とあるところを、「此ノワタリニ」
というのは、諸本の通訓となつてゐる。

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (一)

七

河海抄において、出るべき注記の条は、ほぼ出つくしたといつて
よい。ここで、それとの比較においてみるために、源氏物語古註

(未刊国文古註釈大系本)を次いでみる。もつともこれは、成立事情
は詳かではなく、△若紫▽△未摘花▽の二巻あるにすぎないが。

△若紫▽

遊仙窟云花容 婀娜天上無儔
萬葉云百嬌無儔 花容無上

原典の訓にあるように

華^{ノカホ} 容^{カホ} 婀^{カト} 娜^ト 天^{アメノウラニ} 上^{シタクヒ} 無^{ヘニモ} 儔^レ

醍醐寺本には「花」字となつてゐる。いづれにしても、「ハナノカ
ホ、カタチ」が通訓である。

・御てひとつあそはしておなしうは山のとりもおとろかし侍らん
とせちにきこえ給へは

遊仙窟云玄鶴俯而聽琴 幹子曰晉公問師曠曰清徵可尋聞乎師曠曰
鳴琴奏之而三奏之延致而 可授琴一奏之有玄鶴ニハ南方未集於廊門之
鳴琴翼之而草公大悅之 而鳥舞魚躍也

訓点は施していないが、原注も誤脱はありながらも、やや長きにわ
たつて援用している。やはり転写の間にならなくなつたのである
うが、「有玄鶴ニハ南方未」の如き全く解し得ず、原注文「有玄

鶴二。入二南方来。」とあるを見れば、よくわかる。その他、誤写・誤認があり、伝写あるいは翻刻の間に生じたか。

援用の原本文は、「玄鶴ハ俯シテ而琴ヲ聴キ。白魚ハ躍テ而節ニ應ス」と訓読せられる。

△末摘花▽

・さくはちのふえ

尺八 律書楽圖云尺八爲短笛

遊仙窟云十娘日五嫂詠箏兒 詠尺八

このところを原訓にしたがうと、つぎのようになる。

十娘カ曰。五嫂箏ヲ詠ス。兒 尺八ノフエヲ詠セン。

文選説「尺八ノフエ」は、標出語のとおりであるが、「兒」を「ヲノレ」と訓ずるは、真福寺本に通ずる。他本は、「ワレ、ワラハ」とある。河海抄の条に既述。

・いたうはちらひてくちおほひしたまへる

遊仙窟云 斂 咲 儼 殘 麝 含 羞 露 半 脣

付訓が、かなり不整で、通じないものがある。原訓によると

斂 トシタエメルモノカラ 儼 カウセリノ 殘 エカホフ 麝 トハチラヘルモノカラ 含 羞 トハチラヘルモノカラ

露 ナカハノ 脣 アスカタクノ

これと、右の注記援用訓とを比べると、だいたいの正しい訓読か

ら、誤脱にいたる過程が想像し得る。すなわち、「(エク)ホ」「ハチシラヘル物(カラ)」、「アラ(ハス)」などとあるべき訓の省脱たることがわかる。「半脣」に「クチヲ、ヒ」とあり、そのまま標出文をうけての語訓の典拠を示しているが、原訓には存しない、何によったか。

わずか四条であるが、「さくはちのふえ」の標出を除いて、他は既述の注には見えない。しかも、この尺八の条にしても、河海抄の説明のきわめて簡短なのに比べて、ややていねいであり、独自の注解を示している。

八

辞書という形を採っているので前稿にも述べたが、もともと語(句)釈の部を抜き出していろは順にまとめたのが仙源抄(應永本)で、注釈の性格を有ち、他の注との関係において再説する。わずかの条であるが、物語の巻序にしたがって掲げる。

えたふましく 匹 耐羞仙窟

紫明抄・河海抄を踏まえているか。原訓などについてはすでに述べた。この摘出訓からして、△桐壺▽からの標出であろう。

まめたち給 斂色 遊仙窟 斂眉 同上

河海抄は「まめたち」で標出しているが、「給」までを示したものは、紫明抄に通ずる。この訓、両抄の項に既述。△帚木▽に存す

る。

いととうし 主人公 遊仙窟

娘子 既 是 主人母 少府 須 作 主人公。

「主人女」の語訓は紫明抄に通ずるが、源典の訓読を援用しているのは本抄だけである。それにしても、原文との用字の違いには全く関していない。前稿「塵袋」にも見える。これも、△帚木▽から。

さくやかに きぬのおとなひこも少也

狭也 細許遊仙窟

標出語は、紫明・河海の両抄での標出から考えて、△帚木▽の用例であろう。また、「きぬのおとなひ」を示す源氏物語での語句は諸巻に敬見するが、「さくやか」の注を併せ考えると、やはり△帚木▽のものといえる。

四条の標出が、三例まで△帚木▽に偏していることはわかるが、仙源抄としては、たまたまそうならただけで、とくにその理由を考えるべき要はない。

九

千鳥抄（続類従本）は、その成立からいっても、河海抄に通ずるものが、遊仙窟の注記ある標出語のほとんどであることはうなずける。わずかに二条だけが、河海抄に見えない。

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (二)

△桐壺▽

・一そひぶし 遊仙窟には横陳と書。元服の夜はそひぶし女まいる事也。

弘治二年本「節用集」に援用していることは前稿に説いた。

「そひぶし」と標出しながら、「ムツマシ」の付訓を示している。原文に「未甚関懐。合香横陳。何曾悵懷。」とあるもので、

合香^{ケン}トムツマシク横陳トソヒフシ、カトモ

と文選読に通訓する。該当の部分は「合香」の訓であり、したがって「ムツマシ」は本来「横陳」につけられたものではない。

・一まめだち給 鍛色^{レンショウ}と書。遊仙窟にあり。

「給」まであげているのは、仙源抄などに同じ。音読を示して「マメタツ」の付訓はなく、他の注とちがって「皺眉」の語はあげていない。原訓は、「鍛色^{レンショウ}とマメタチ」と文選読する。

△若紫▽

一つきくしう、方便と書。遊仙窟にあり。

標出語の音便形は、河海抄に通ずる。原訓などについては既述。

△未摘花▽

一さくはちのふえ 一尺八寸の笛也。但舌四寸八分也。遊仙窟にあり。

「遊仙窟にあり」といったのは、この標出語訓を指しただけで、説

明文とは関係はない。既述。

△葵▽

一物のけいきすだま 窮魂と書。遊仙囀に魂に通ずるを云と云々。
たとへば生靈躰の者也。

「窮魂」は、「窮鬼」とあるべく、「魂」に通ずるとは「鬼」をいう。既述。遊仙窟を述べる文は、その原注についてである、すでに重出する。

△瞿麥とつ▽

一ふくつけや 欲のふかき也。食生とかく。遊仙囀に有。

既述の古注には、この条に遊仙窟の注記は見えない。

原文「張郎太食生。一箭射而梁。」とあるところの「食生」について、刊本に「貪ムササビレル生ヒト」とあるは、字に即した新しい訓。陽明文庫本・真福寺本は、ともに「フクツケキヒト」と訓じてこの注に通ずるが、醍醐寺本は「ムクツケキ人」とするはいかが。

一へに面子のかほつき 荏苒。遊仙囀 書之。荏シズカ。油アブラしほら。

この訓などについても、既述した。

△被柱▽

一うたかた人を忍ばざらめや 泡。未必。遊仙屈によむ。

うたかたとはうたて人をと云心也。

「未必」を、「ウタカタ、ウツタへ」と通訓することについては、

既述。

△梅枝▽

一しどろもどろ 不合不調と書。遊仙囀 みゆ。

既述の古注には、この注記はない。遊仙窟にみゆというが、この訓、この語句、いずれも原典に見えない。

△若菜下▽

一まどろむ 睡の字也。遊仙囀 ニアリ。

一人の御涙をさへのごふ袖云々 下官の将衣袖與娘子拭涙。遊仙

二条つづいて出ている。ともに、既述。「下官の」は、原文「下官乃將衣袖」の「乃」の草体の誤写にもとづく。

△橋姫▽

一さゝやかにをしまき合たり 細々許と書。遊仙囀 あり。ほそく少き事也。

この訓についても、すでに再三にわたっている。

△夢浮橋▽

一夢のわたり 徑ワタリ。をのゝわたりと云也。又云。遊仙囀 所の

字を讀。

標出語は、「をのゝわたり」とあるべく、原文「處」であることは、すでに述べた。

類字源語鈔(統類従本)も、語(句)釈の配列辞書ということ、仙源抄と共通する。標出語の所載巻名を明記するところ、そうでないところがある。各条は、いろは順であるが、他抄との比較上、確認または推定によって、物語の巻序にしたがって解説する。

△桐壺▽

えたうまじく

エタウマンク
耐。遊仙窟。

すでに述べたところに、明らかである。

△帚木▽

・まめだち

鉞。「マメダチ」。遊仙窟。鉞目。同。眞立。文選。マコトシキ心。

「鉞」は「鉞色」であり、「鉞目」は「鉞眉」たるべきところ。既述。

・いととうじ

主人女。遊仙窟。

付訓は示していない。この原典および用字についても、すでに説いた。

・わるもの

虚俗。遊仙窟。

紫明抄の項に述べた。それによって、△帚木▽の巻と認められる。「虚俗」が、遊仙窟ではそのままの文字ではあらわれない。「キヨシヨクノワロモノ」と文選読とする。

・さくやか

少々。狭々。細々許。サ、ヤカニシ。遊仙窟。ホソクチイサキ心。

諸文献に、しばしば見える語訓。諸抄にも共通するが、解説の文は、それぞれ少異があるにすぎない。

△夕顔▽

・なりはひ

農。和名。民業。日本。家業。遊仙窟。

原訓「家業ノナリハヒ淪滑トミタレヌ、マミレタリ」とあり、この文選読「ナリハヒ」が通訓。醍醐寺本にはこの訓なし。仙源抄は、同じ標出語はあるが、「稔也又農也」と説くだけで、出典の注記はない。

今年こそなりはひにも頼む所少なく、田舎の通ひも思ひかけねば、いと心細けれ。(夕顔)

から摘出したことは明らかである。

・けいめい

婆娘ケイメイ 遊仙ユゼン 經營。夕飯。敬命。ウヤマイシタガフ心也。

巻名を明記している。原訓「婆娘トハチシラテ」が通訓。既述。

△若紫▽

つゞらをり

九折。盤折。文集。山下望山上。初疑不可攀。誰知中有路。

盤折通巖嶺。遊仙窟。盤龍トワダカマル。若紫北山事。

仙源抄には、同じ標出語「つゞらをり」はあるが、その注は

九折ツヅラヨリ 盤折フシラヨリ 文集

とだけあって、右の初めの二語に通ずるが、付訓はある。「盤折」については、前稿「壺壘抄」で述べた。「九折」とともに、原典にその語はない。

この説で、標出訓「つゞらをり」についてではなく、遊仙窟については「盤龍」をあげたのは、その意に関するためか。ただし、これも原典には

欲ス似ニ蟠ノ龍ノ婉ト轉ト 野ノ鶴ノ低一昂ト

とあり、「蟠龍ノ婉轉トミツクロイシ」と訓ずるところ、醍醐寺本だけがこれを「蟠龍とワタカマル」と文選読する。原典、別のところに

裙前 麝散。龍盤タツワタカマレリ

とあり、「盤」に「ワタカマル」というのが通訓のようである。醍

醐寺本には、この「盤」のところが「蟠レリ」となっている。

要するに、本抄に説いたような、「盤龍トワダカマル」という、そのままの語訓は、原典には存しない。

△葵▽

いきすだま

遊仙窟云。窮鬼故調人。注云。魄與鬼通云々。葵卷。御息所

靈也。私云。生靈也。ダイキス

仙源抄には、この語は標出せられない。紫明抄の項に既述。その注と通ずるが、原注とも、「魄」は「魂」に作る。ただ、「葵卷。御息所靈也。」と加え、私説として、「イキスダマ」は「生靈也」と説いている。

△常夏▽

むくつけ

貪。遊仙窟ヲソシト云詞也。

仙源抄は、「むくつけし」と標出し、典拠の注記はないが、

蠢也 又貪也 愚案此注なを心ゆかすや

と案じている。「貪生」の訓については、さきに説いたが、原典では、「貪」については別に

下官 為ナリ性ヒト貪ムサ多ホルコト。シ

があり、真福寺本「フクツケイこと」と訓じ、陽明文庫本「フクツケナキコト」とする。醍醐寺本は「ム（サホ）リ」とあり、「此注なを心ゆか」ぬことは、案せられる。

なごやか

透迤。竊私云。ヤハラカニ穩ナル心也。古万哥。アツプス
マナゴヤカニシテネタレドモ君トシネ、バハダエ寒シモ。

この標出語は、源氏物語に例多くして、どこのとは断定するべくもない。仙源抄は、標出語は同じであるが、その語訓として「ナゴヤカ婀娜又柔也」と説く。

原典に「透迤」の語は数例あるが、諸本を通じて、「タヲヤカ、ナゴヤカ、シタラカ」の諸訓が用いられている。

注 前稿とは、本誌第一〇・二号をさすこと、前号の注記に示すとおりであり、なお、その前号注記に「前項」としたのは「前稿」の誤りである。

—この稿つづく 昭五二・九・一八稿—